

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

休日の振替と代休について

会社が労働者に休日出勤を命じた場合に、代わりに別の日に休みを与えたりすることがありますが、この方法には二通りの方法があります。ひとつは、「休日の振替」、もう一つは「代休」という方法です。よく似た制度で割増賃金をどうするか等混同しやすいため、今回はこの二通りの方法について解説します。



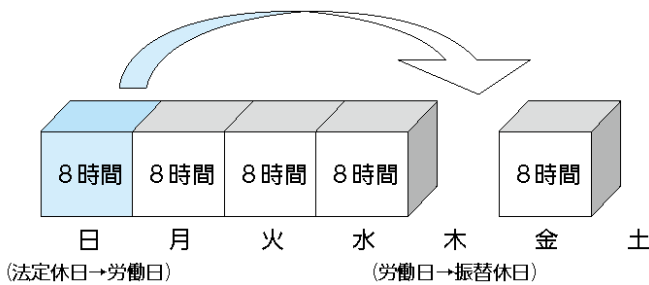
休日の振替

事前に休日と労働日を変更することを「休日の振替」といいます。休日の振替を行うには次の要件が必要になります。

- ① 就業規則等に「業務上必要が生じたときには、休日を他の日に振り替えることがある」等の規定を設けること
- ② 事前に、休日を振り替える日を特定しておくこと
- ③ 遅くとも、前日の勤務時間終了までには、該当する労働者に通知しておくこと

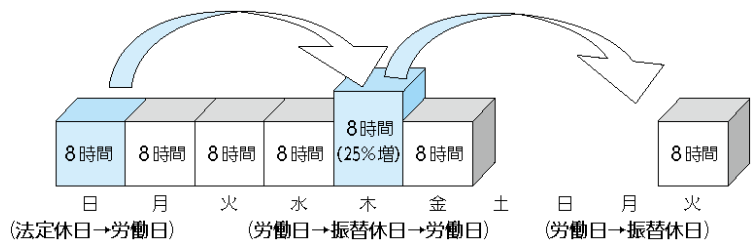
所定労働時間8時間、週休2日制（日曜日は法定休日、土曜日は法定外休日）の会社の割増賃金例

① 日曜日を労働日とし、木曜日を振替休日とした場合



※休日と労働日が入れ替わったので、当初の休日に働かせても割増賃金を支払う義務は生じません。

② 日曜日を労働日とし、木曜日を振替休日としたが、予定通り振り替えることができず、翌週の月曜日に振替休日を与えた場合



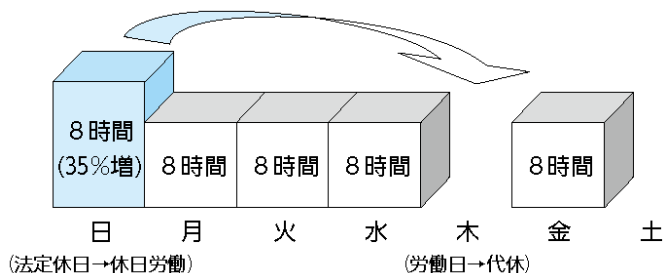
※日曜日から金曜日までの労働が週40時間を超え48時間となるため8時間分の割増賃金を支払わなければなりません。

代 休

休日に労働をさせ、体を休めてもらうために事後に休日を与えることを代休といいます。代休を付与する場合は、就業規則等に規定を設けることが必要になります。代休の場合、改めて別の日に休日を与えても、休日労働したことに変わりはありませんので、休日労働した分の賃金は、下図のように休日労働の割増率（3割5分以上）で計算した割増賃金を支払わなければなりません。なお、代休によって労働義務を免除した代休日について、有給とするか無給とするかは就業規則等の定めに従います。

③ 日曜日を労働日とし、木曜日に代休を与える場合

※法定休日労働した分の賃金は、休日労働の割増率（3割5分以上）で計算した割増賃金を支払わなければなりません。



年末年始休業について

令和元年12月28日（土）～令和2年1月5日（日）まで年末年始休業となります。新年は1月6日（月）より営業いたします。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。